

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の設置(九三・市町村課)	1
字の区域の変更(九四・市町村課)	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による生活環境の保全上の支障の除去等の措置(九五・環境整備課)	3
土地収用法による事業の認定(九六・建設管理課)	3
道路区域の変更(九七・道路環境課)	4
道路区域の変更及び供用開始(九八・道路環境課)	5
道路の供用開始(九九・一〇一・道路環境課)	5
河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(一〇二・河川課)	6
都市計画事業の認可(一〇三・仙北地域振興局建設部)	6

告 示

秋田県告示第九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿角市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

字 名

鹿角市十和田山根字砂沢

設 定 区 域

鹿角市十和田山根字上砂沢
 一から一五まで、一八の二、一九から二二まで、二三の二、二四の二、二九から三二まで、三五の二、三六から三九まで、四一、四二の二、四三、四四、四九の二、四九の二、五〇の二、五〇の二、五一、五二の二、五三、五五から五七まで、五八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに六〇の二に隣接する水路である国有地の全部

鹿角市十和田山根字下砂沢

一から三まで、四から六までの各一部、一五の二、一六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

鹿角市十和田山根字万養田

八の二の一部、八の二の一部、八の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

秋田県告示第九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿角市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

<p>鹿角市十和田山根字熊坂 三六の一部、三七、三八の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角市十和田山根字上砂沢 五八の三の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字万養田 一三及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字向田 四三、四七の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字熊坂 六一の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに六二の一、六二の二、六二の四の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字向田 四七から四九まで、五三の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字万養田 一一から一六までの地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字下砂沢 四から六までの各一部、七、九、一一から一四まで、三〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角市十和田山根字森崎 四、六から八まで、一〇の地先の水路である国有</p>
<p>鹿角市十和田山根字向田</p>		<p>鹿角市十和田山根字長畑</p>		<p>鹿角市十和田山根字熊坂</p>		<p>鹿角市十和田山根字万養田</p>		

<p>地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字万養田 一八の一部、一九の一部、二二の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部並びに二一の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字白山 一の一の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字森崎 三の三及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字白山 一の一、一二の二の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字大畑 六四の一部、六五の一部、六六及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角市十和田山根字森崎 三の三の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字前田 一一の一部、一三から一九まで、二〇の一部、二一の一部、二二の三、二二の四の一部、二四の一部、二四の二、二六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二六から二八まで、四八、五二の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字下川原 二、三の一、三の二及びこれらの区域に隣接する</p>
<p>鹿角市十和田山根字森崎</p>		<p>鹿角市十和田山根字前田</p>		<p>鹿角市十和田山根字白山</p>		<p>鹿角市十和田山根字白山</p>		

<p>水路である国有地の一部</p> <p>鹿角市十和田山根字前田 七から九までの各一部、一〇、一一、一二の一部 二〇の一部、二二の一部、二二の二の一部、二二の三、二二の四の一部、二三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角市十和田山根字下川原 七の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二、三の一、三の二、五の二、七の地先の水路である国有地の一部</p> <p>鹿角市十和田山根字長土路 二〇の一部</p>	<p>鹿角市十和田山根字大畑 一の二の一部、一の二の一部、五の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p> <p>鹿角市十和田山根字長土路 二〇の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一九に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>鹿角市十和田山根字大畑</p> <p>川原</p> <p>鹿角市十和田山根字下川原</p>
--	---	--	--

秋田県告示第九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」といふ。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」といふ。）を確知することができるので、法第十九条の八第一項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年二月一日

一 講ずべき支障の除去等の措置の内容

秋田県知事 寺 田 典 城

能代市浅内字上の山二百二十三番一ほかに設置されている有限会社能代産業廃棄物処理センターの産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」といふ。）について、処分者等は揚水井戸による汚染地下水のくみ上げ処理や蒲の沢等での浸出水の回収、処理等の本件処分場の維持管理（以下「本件処分場の維持管理」といふ。）を実施するとともに、遮水壁の末設置部分に遮水壁を構築し、汚染地下水が本件処分場外に流出することを防止する等本件処分場からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないよう必要な措置を講ずること。

二 講ずべき支障の除去等の措置の履行期限等

(一) 本件処分場の維持管理の措置は、平成十七年二月二十八日までに開始し、平成二十五年三月三十一日まで継続すること。

(二) 本件処分場の維持管理以外の措置は、平成十七年二月二十八日まで着手し、平成二十年三月三十一日までに完了すること。

三 知事による措置等

処分者等が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事が法第十九条の八第一項の規定により当該措置を講じ、同条第二項の規定により処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

秋田県告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 起業者の名称 本荘市

二 事業の種類 本荘市ソフトボール場整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 秋田県本荘市荒町字荒町下地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年一月五日付けで本荘市より申請のあった本荘市ソフトボール場整備事業（以下「本件事業」といふ。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第三号第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、スポーツをとおして明るく豊かで活力ある社会形成を図るため、地域住民が気軽にスポーツに取り組める環境を整備するものである。加えて、国民体育大会等の各種公式競技の開催を可能とするため、国際規格に合致した施設を整備するものである。

起業者は、「健康本荘二十一計画」を策定し、地域住民が主体的に健康の維持増進に取り組める体育施設の整備を推進しており、また、本件事業に係る施設が第六十二回国民体育大会のソフトボール競技会場として決定されていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本荘市一般会計において予算措置が講じられているので、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 近年の休日の増加や健康志向の高まりを背景に、スポーツ人口は年々増加しており、既存の施設のみでは時間帯によって利用者が集中するなど、地域住民のニーズに十分応えることができない状況にある。さらに、国際ソフトボール連盟オフィシャルルール規格に合致していないため、各種公式競技の開催にも支障を来している。

本件事業の施行により、地域住民のニーズに対応したスポーツ活動が展開され、健康の維持増進のため、有効利用が期待されるとともに、各種公式競技の開催が可能となることにより、競技スポーツの振興にもつながると考えられる。また、ソフトボールのみならず、地域におけるレクリエーション活動の場として多目的な利用が見込まれるほか、災害時には一時避難地として地域防災活動の拠点ともなり得ると考えられる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 一方、本件事業による自然環境や生活環境への影響は小さいものと考えられるため、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、候補地として、二箇所存在するが、

ア 交通の利便性及び周辺的环境条件が良好で、利用しやすいこと。
イ 事業費の経済性が優れていること。

等の基準により候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、二案中

交通の利便性及び周辺的环境条件が良く、経済性においても優れていること等から最も適切であると認められる。

(4) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 健康の維持増進のため、有効利用の上で、スポーツの果たす役割は大きなものがあり、また、平成十九年には第六十二回国民体育大会が開催されることから、これを契機に、スポーツ施設の充実に必要性は高いと認められる。

よって、事業効果を早期に発現する必要があるものと認められる。

(2) また、本件事業に係る起業地の範囲は、「国際ソフトボール連盟オフィシャルルール規格」に基づき、本件事業効果を発現するために必要な範囲であると認められる。さらに、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供せられる範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性が認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
本荘市教育委員会スポーツ課

秋田県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十二号			一一・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・二三五
						一一・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・二三五
						一三・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・二三五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第九十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	秋田北インター線			三四・〇〇〇～七二・〇〇〇	〇・〇四〇
						三四・〇〇〇～七二・〇〇〇	〇・〇四〇
						三四・〇〇〇～七二・〇〇〇	〇・〇四〇

二 供用開始の期日 平成十七年二月一日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区	間
一般国道	百八号		由利郡矢島町川辺字小坂七二番一から七二番四まで

二 供用開始の期日 平成十七年二月一日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月一日から同月十四日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年二月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月一日

一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡雄物川町薄井字下鴨川五番一地先から字薄井六八番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年二月一日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第百一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月一日

一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	本荘大内線	本荘市館前字後田二三番五から字天神七五番三まで

二 供用開始の期日 平成十七年二月一日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第百二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したため、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 関係図書は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
 平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 二級河川 馬踏川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 秋田市金足岩瀬字大表五十二番二地先から字前山五十三番地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (一) 名称 道路管理者 秋田市長
 (二) 住所 秋田市山王一丁目一番一号
 (三) 代表者の氏名 秋田市長 佐竹敬久

- 五 管理の内容
 (一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十七年一月十一日から道路の存続する日まで

秋田県告示第百三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 神岡町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 大曲都市公園事業 神岡中央公園
- 三 事業施行期間 平成十七年一月二十五日から平成二十年十二月二十日まで
- 四 事業地

(一) 収用の部分 秋田県仙北郡神岡町神宮寺字中瀬古川敷及び大坪街道下地内 (二) 使用の部分 なし	正		誤	
	ページ	段	行	誤
	平成十五年十二月五日(第千五百二十八号)掲載の秋田県告示第九百八十号(道路の供用開始) (原稿誤り)	三ページ 下 五〇	終りから 五〇	二番一九四から二番二六〇 二番二六〇から二番一六まで
	平成十六年七月二十日(第千五百九十号)掲載の秋田県告示第六百十六号(道路の供用開始) (原稿誤り)	五ページ 下 一〇	終りから 一〇	二番一九四まで 二番二六〇まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄